

使用料及び手数料等の改定(案)について

1 使用料及び手数料等の改定理由

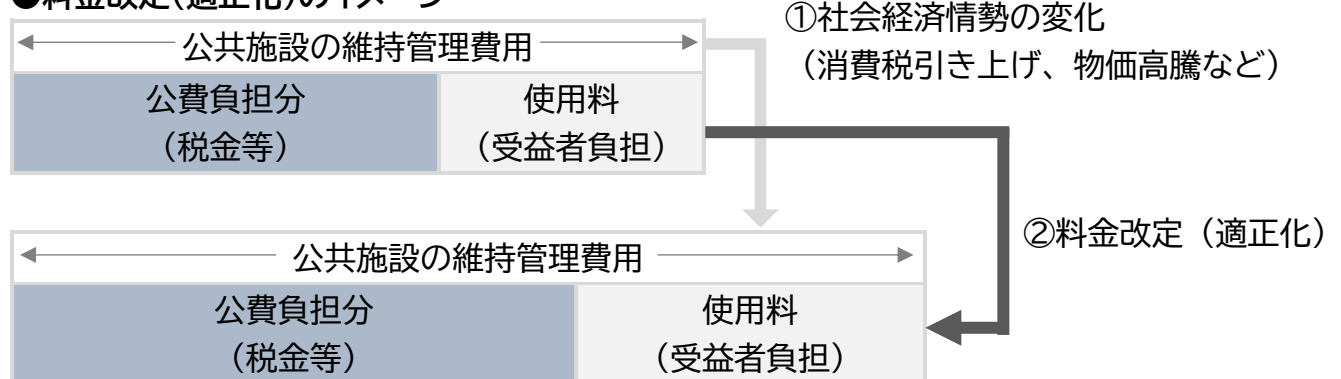
本市の体育館や公民館などの公共施設や諸証明の発行などの行政サービスを利用される場合、条例に基づき、利用者（受益者）に使用料や手数料をご負担いただき、行政サービスの提供に要する経費の一部に充てていますが、不足分については、市税等の公費で賄われています。

そのため、使用料や手数料の料金については、「受益者負担の原則」の観点から、利用する方と利用しない方との間に不均衡が生じないように、利用者に適正な負担をお願いする必要があります。

本市では、平成 17 年の市町合併以降、消費税率の引き上げや物価高騰などの社会経済情勢が変化する中にありながらも、利用率の向上や経費削減に努め、大半の料金は改定せず現在に至っています。

しかしながら、行政サービスの提供に要する経費は増加しており、今後も質の高い行政サービスを維持し、利用満足度の向上を図るため、現在の経済状況に見合った料金に改定し、持続可能な自治体経営を推進するものです。

●料金改定(適正化)のイメージ



○本市計画の位置付け（抜粋）

①第2次たつの市総合計画後期基本計画（R 4～8）

施策 43 行財政改革の推進（行政改革大綱）

施策の内容（3）中長期的ビジョンによる健全な財政運営の推進

●使用料等の受益者への適正負担による歳入確保に努めます。

②たつの市行財政改革推進実施計画（R 4～8）

取組施策（7）受益者負担の適正化

●全庁的に使用料・手数料の見直し検討を適宜行います。

2 使用料及び手数料等の改定(案)

(1) 改定内容

コスト計算（サービス原価と受益者負担割合に基づく算定）による結果が、「現行料金から平均+20.1%の上昇」となったことや、物価高騰などの社会経済情勢、利用者の急激な負担増加による市民生活への影響を総合的に勘案し、次のとおり料金改定します。

【改定内容】

- ①原則、現行料金に20%を加算した額に料金改定します。
- ②減免基準・営利目的使用・市外居住者使用・冷暖房使用の規定は、改定しません。
- ③県・他自治体や民間類似施設との均衡を図る場合や施策推進のための措置を講じる場合は、個別の事情を勘案した上で決定します。

(2) 料金改定日

令和7年4月1日（9月に開催予定の市議会定例会において、条例改正案（改定料金案）を上程する予定です。）

(3) 主な施設等の改定案料金

主な施設等	現行料金	改定案料金	増加額
公民館（研修室、会議室等）	500 円	600 円	100 円
コミュニティセンター（研修室）	500 円	600 円	100 円
体育館等（競技場（全面））	1,200 円 ～ 3,600 円	1,400 円 ～4,400 円	200 円 ～800 円
赤とんぼ文化ホール（大ホール）	17,500 円 ～71,300 円	21,000 円 ～85,600 円	3,500 円 ～14,300 円
福祉会館（会議室・午前）	900 円	1,100 円	200 円
学校施設（屋内運動場・夜間）	2,500 円	3,000 円	500 円
青少年館（体育室・午前）	2,100 円	2,500 円	400 円
葬具（祭壇）	12,000 円	14,400 円	2,400 円
一般廃棄物処理手数料（100kg）	700 円	800 円	100 円
市民ふれあい農園〔雑入〕	5,000 円	6,000 円	1,000 円

※本説明会以外にも、現在、各公共施設において、利用者に改定内容を説明・周知しています。

3 「行政サービス水準の維持・向上の取組」と「経費(サービス原価)節減の取組」

(1) 行政サービス水準の維持・向上の取組

- ①公共施設予約システムによる、オンライン予約を順次開始
- ②施設点検、清掃美化などの施設維持管理を徹底
- ③接遇マナーの更なる向上

(2) 経費(サービス原価)節減の取組

- ①各種設備の高効率機器(LED照明・個別空調・空調設備インバータ制御)更新による、省エネ・省電力化
- ②太陽光発電設備の導入による、売電・自家消費による経費節減
- ③節電・節水など、施設運営等経費の節減を徹底
- ④申請事務の簡素化やペーパーレス化の実施

4 今後の取組について

- (1) 料金の適正化については、原則4年ごとに検証します。
- (2) 減免基準については、受益者負担の原則の例外として、限定的・特例的に設定されているため、負担の公平性や施設の設置目的と受益者の関係等に十分考慮した上で、次回(令和10年度)の見直し時に「統一的な基準」を検討します。

お問い合わせ先 ■企画財政部企画課・財政課 ☎0791-64-3031(企画課)
✉kikaku@city.tatsuno.lg.jp

下水道使用料の改定(案)について ※新宮地域の光都を除く

1 下水道使用料の改定理由

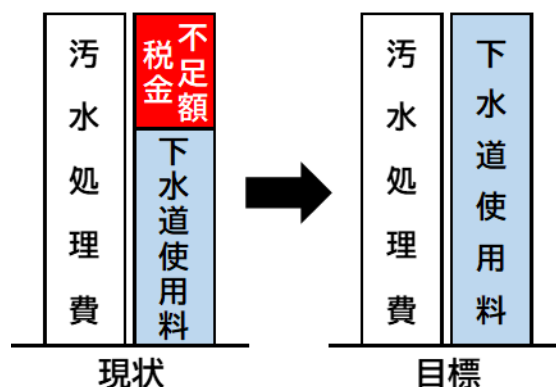
下水道事業の運営に要する経費（污水处理費）は、下水道使用料で経費を賄う「受益者負担」が原則となっています。

しかしながら、たつの市では、污水处理費の全額を下水道使用料で賄うことができておらず、毎年約5億円の収入不足が発生し、税金等（一般会計からの繰入金）で補てんしています。

収入不足対策として、下水道未接続者への水洗化啓発による下水道使用料の増収や下水道処理施設の統廃合による污水处理費の削減等を進めていますが、それだけでは収入不足を賄うことができないため、使用料改定が避けられない状況です。

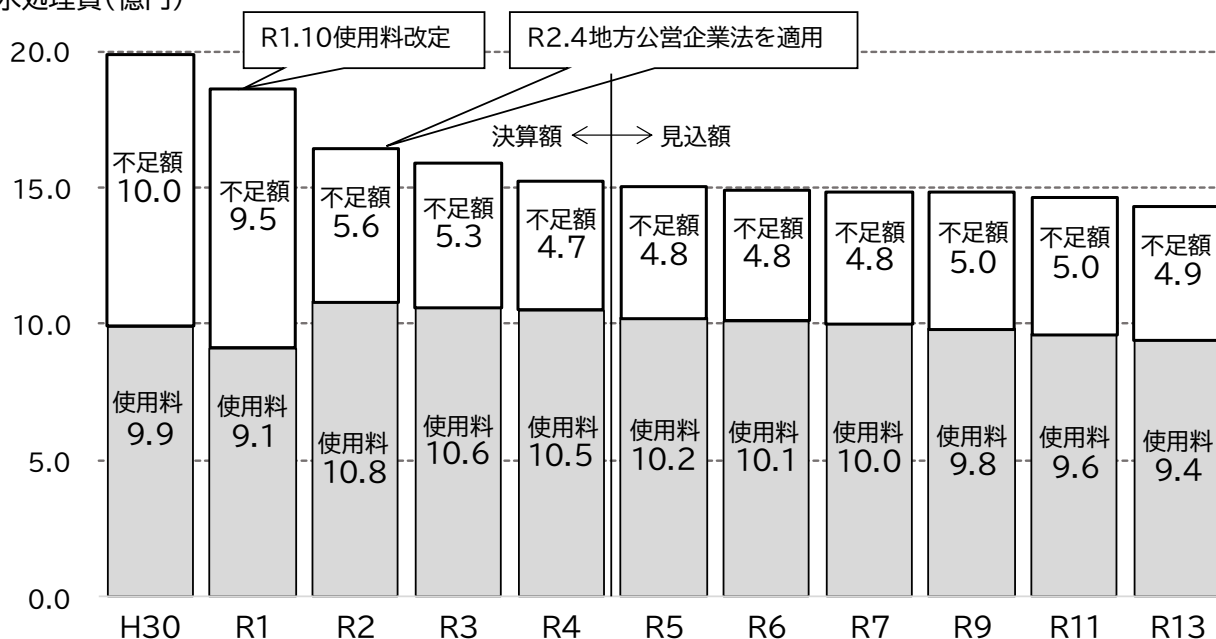
また、国は、本市のように污水处理費のすべてを下水道使用料で賄っていない市町に対して、下水道使用料の改定を行うよう求めています。

今回の使用料改定は、前回の改定（令和元年10月）に引き続き、税金に頼っている経営状態の改善に加え、下水道施設の老朽化や人口減少等による収入の減少に対応し、将来にわたって安定的かつ持続的に下水道事業を運営するために行います。



污水处理費における収入不足額

污水处理費(億円)



2 下水道使用料の改定(案)

[使用料改定日]令和7年4月1日

[改定率と効果額]改定率:平均 20% 効果額:約2億円の増収

※急激な負担の増加を避けるため 20%の改定とします。

●改定案(1カ月当たりの税抜金額)

使用水量区分		現行単価		改定案単価	増加額
基本使用料 10 m ³ 以下		900 円		1,080 円	180 円
従量 使用料 (円/m ³)	10 m ³ 超 20 m ³ 以下	130 円		160 円	30 円
	20 m ³ 超 40 m ³ 以下	160 円		190 円	30 円
	40 m ³ 超 100 m ³ 以下	200 円		240 円	40 円
	101 m ³ 超	220 円		260 円	40 円

●主な使用水量ごとの使用料(2カ月当たりの税込金額)

2 カ月水量	現行使用料	改定案使用料	増加額
20 m ³ 以下	1,980 円	2,376 円	396 円
30 m ³	3,410 円	4,136 円	726 円
40 m ³	4,840 円	5,896 円	1,056 円
50 m ³	6,600 円	7,986 円	1,386 円
100 m ³	16,280 円	19,536 円	3,256 円
200 m ³	38,280 円	45,936 円	7,656 円

[近隣市町との比較]

下水道使用料の改定は、多くの市町で検討されています。近隣市町では、令和4年4月に相生市、令和5年7月に太子町が使用料改定を実施しています。

●近隣市町との下水道使用料の比較(2カ月当たりの税込金額)

2 カ月 水量	相生市	太子町	たつの市 (改定案)	宍粟市	姫路市	赤穂市
0 m ³	2,580 円	2,904 円	2,376 円	2,420 円	1,892 円	1,936 円
10 m ³	2,580 円	2,904 円	2,376 円	2,420 円	2,079 円	1,936 円
20 m ³	3,042 円	2,904 円	2,376 円	2,420 円	2,266 円	1,936 円
30 m ³	4,791 円	4,554 円	4,136 円	3,960 円	3,762 円	3,421 円
40 m ³	6,540 円	6,204 円	5,896 円	5,500 円	5,258 円	4,906 円
50 m ³	8,751 円	7,854 円	7,986 円	7,040 円	7,150 円	6,391 円
100 m ³	20,818 円	17,864 円	19,536 円	16,060 円	17,930 円	15,136 円
200 m ³	47,768 円	43,714 円	45,936 円	38,060 円	42,900 円	37,136 円
	高い ← 標準的な一般家庭の使用料 (2 カ月 40 m ³) → 安い					

(資料：各市町の下水道条例から算出)

(参考)下水道使用料の計算方法

例:2カ月の使用水量が 53 m³の場合

①使用料は1カ月ごとに計算します。

使用水量 53 m³ (2ヶ月分) を 26 m³ (1カ月分) と 27 m³ (1カ月分) に分けて計算します。 ② ③

②26 m³(1カ月分)の使用料を計算します。

使用水量区分		税抜単価		使用水量	使用料 (税抜き)
基本使用料 10 m ³ 以下		1,080 円	→	10 m ³	1,080 円
従量 使用料 (円/m ³)	10 m ³ 超 20 m ³ 以下	160 円	×	10 m ³	1,600 円
	20 m ³ 超 40 m ³ 以下	190 円	×	6 m ³	1,140 円
	40 m ³ 超 100 m ³ 以下	240 円	×	0 m ³	0 円
	101 m ³ 超	260 円	×	0 m ³	0 円
			計	26 m ³	3,820 円

③27 m³(1カ月分)の使用料を計算します。

使用水量区分		税抜単価		使用水量	使用料 (税抜き)
基本使用料 10 m ³ 以下		1,080 円	→	10 m ³	1,080 円
従量 使用料 (円/m ³)	10 m ³ 超 20 m ³ 以下	160 円	×	10 m ³	1,600 円
	20 m ³ 超 40 m ³ 以下	190 円	×	7 m ³	1,330 円
	40 m ³ 超 100 m ³ 以下	240 円	×	0 m ³	0 円
	101 m ³ 超	260 円	×	0 m ³	0 円
			計	27 m ³	4,010 円

④1カ月ごとに計算した使用料を合計し消費税等相当額を加算します。

$$\left(\underset{\text{②}}{3,820 \text{ 円}} + \underset{\text{③}}{4,010 \text{ 円}} \right) \times 1.1 = \underline{\underline{8,613 \text{ 円}}}$$

(参考)Q&A

Q この使用料改定は決定なのか。

A 市の方針としてはこの改定案のとおりですが、この市民説明会でいただいたご意見は市長や幹部に報告いたします。そのうえで、令和6年9月の市議会に条例改正案を上程し、市議会での審議を経て議決いただければ、令和7年4月に使用料を改定いたします。

Q 水道料金も改定するのか。

A 今回の改定は、下水道使用料のみです。
現時点での水道料金の改定予定はございません。

Q 市内全域の下水道使用料が改定となるのか。

A 新宮地域の光都（播磨高原広域事務組合上下水道事業所が管轄）を除く市内全域の下水道使用料が改定になります。

Q 水洗化率(下水道接続率)はいくらか。下水道未接続者への対応はどうか。

A 令和6年3月31日現在で95.5%（前年度95.2%）です。
下水道未接続者へは、臨戸訪問等による水洗化啓発を実施しています。

Q 下水道施設の統廃合とはどういうことか。

A たつの市の汚水処理は、約90%を県が運営する揖保川流域処理場で行い、残りの10%を市内13箇所の処理場で行っています。市内の処理場は、平成2～17年にかけて整備されてきましたが、人口減少等により処理水量が減少傾向となっています。このため、施設の改築更新時期に合わせて、施設の統廃合やダウンサイジング等を行うこととし、改築更新費や維持管理費の圧縮を図っています。

Q なぜこの時期に改定するのか。

A 前回（令和元年10月）の使用料改定において、「今後3～5年の間隔で段階的に使用料を改定することが必要」としていました。今回の改定は、その2回目の改定です。

Q 段階的な使用料改定はいつまで続くのか。

A 今回の使用料改定により、使用料収入が約2億円の増収となることを見込んでいますが、汚水処理費の全額を下水道使用料で賄えない状況が続きます。
今後の使用料改定については、社会情勢の変化や施設の統廃合による経費の縮減等、不確定な要素があるため、おおむね5年ごとに改定を検討いたします。

お問い合わせ先 ■下水道管理課 ☎0791-64-3168

✉gesuidokanri@city.tatsuno.lg.jp